## 総務委員会資料

平成29年第3回定例会提出予定議案の説明

議案第86号

川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部 を改正する条例の制定について

資料 新旧対照表

平成29年8月29日 総 務 企 画 局 改正後

○川崎市職員の育児休業等に関する条例

平成4年3月30日条例第2号

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

 $(1)\sim(3)$  略

- (4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員
  - ア 次のいずれにも該当する非常勤職員
    - (ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。) に引き 続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
    - (イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。) (第2条の4に規定する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員
    - (ウ) 勤務日の日数を考慮して市長が定める非常勤職員
  - イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)
  - ウ 第2条の4に規定する場合に該当する非常勤職員(その養育する 子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている非常勤職員に 限る。)

改正前

○川崎市職員の育児休業等に関する条例

平成4年3月30日条例第2号

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

 $(1)\sim(3)$  略

- (4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員
  - ア 次のいずれにも該当する非常勤職員
    - (ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。) に引き 続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
    - (イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(第2条の3第3号に <u>おいて</u>「1歳6箇月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員
    - (ウ) 勤務日の日数を考慮して市長が定める非常勤職員
  - イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

(新設)

- 工 その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)
- 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲 げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 略

- (2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事 情にある者を含む。以下同じ。) が当該非常勤職員の養育する子の1 歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児 休業法その他の法律の規定による育児休業(以下「地方等育児休業」 という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について 育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日 が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業 の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2箇月に達する 日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児 休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日 数をいう。) から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非 常勤職員が出産したことを事由として川崎市職員の勤務時間、休日、 休暇等に関する条例(昭和34年川崎市条例第30号。以下「勤務時間条 例」という。) 第12条の規定による特別休暇を受けて勤務しなかった 日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。) を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過す る日)
- (3) 略

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

- ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)
- 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 略

- (2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事 情にある者を含む。以下同じ。) が当該非常勤職員の養育する子の1 歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児 休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条において「地 方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が 当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の 初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該 地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳 2 箇月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日か ら起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳 到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生 の日以後当該非常勤職員が出産したことを事由として川崎市職員の 勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和34年川崎市条例第30号。 以下「勤務時間条例」という。) 第12条の規定による特別休暇を受け て勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算 した日数をいう。) を差し引いた日数を経過する日より後の日である ときは、当該経過する日)
- (3) 略

(新設)

- 第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。
  - (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日に おいて育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該 子の1歳6箇月到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末 日とされた日が当該子の1歳6箇月到達日後である場合にあっては、 当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合
  - (2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第2条の<u>5</u> 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57 日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、 次に掲げる事情とする。

 $(1)\sim(5)$  略

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する 保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進 に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認 (育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第2条の<u>4</u> 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57 日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

- 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。
  - $(1)\sim(5)$  略
  - (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと</u>その他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

改正後

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合<u>又は第2条の4に規定する場合</u> に該当すること。

(8) 略

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が 負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に 係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行って いるが、当面その実施が行われないこと</u>その他の育児休業の期間の延長 の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該 育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければ その養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、 次に掲げる事情とする。

 $(1)\sim(6)$  略

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと</u>その他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。

(8) 略

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が 負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児 休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じ たことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の 延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったことと する。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、 次に掲げる事情とする。

 $(1)\sim(6)$  略

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。